

JCB・Zゴールド会員特約

第1条 (名称) 本カードは、全国税理士共栄会（以下「当会」という。）と株式会社ジェーシーピーまたは株式会社ジェーシーピーおよび株式会社ジェーシーピーの指定するカード発行会社（以下「JCB」という。）が提携して発行するものでJCB・Zゴールド（以下「カード」という。）と称します。

第2条 (会員) 本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当会およびJCBが認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、JCBがカードを貸与します。

第3条 (サービスの利用) 会員は、当会が提供するサービスを受ける場合、当会所定の方法により利用するものとします。

第4条 (会員資格の喪失) 会員が当会会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

(TK200100・20040826)